

令和2年度 新居浜市渡海船事業特別会計予算

令和2年度新居浜市渡海船事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ270,682千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和2年2月25日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算

歳入		千円
款	項	金額
1. 事業収入		14,875
	1. 事業収入	14,875
2. 諸収入		248
	1. 雑入	248
3. 国庫支出金		61,213
	1. 国庫補助金	61,213
4. 県支出金		47,675
	1. 県補助金	47,675
5. 繰入金		74,571
	1. 一般会計繰入金	74,571
6. 市債		72,100
	1. 市債	72,100
歳入合計		270,682

歳入歳出予算

(歳入)

千円

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
渡海船航路浚渫事業	千円 72,100	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年3.0以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) %	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
計	72,100	—	—	—